

## 第5章 まとめ

本研究は、精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態を明らかにすることで、その被害を防止し、性犯罪被害者に対する支援策を検討するための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、本章において、本研究から得られた知見をまとめて整理し、若干の考察及び提言を行う。

### 1 本研究により明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態等に関する考察

本研究における特別調査において、性犯罪事件のうち、被害者が精神障害を有する事件の確定記録を調査したところ、これらの被害者のうち、7割以上が知的障害に該当し、2割程度が発達障害に該当していた（重複計上による。）。他方、これらの被害者のうち、統合失調症等のいわゆる狭義の精神障害に該当する者はごく一部であった。したがって、本章において、これらの被害者の精神障害は、主として知的障害及び発達障害を念頭に置いていることに留意が必要である。

#### (1) 精神障害を有する性犯罪被害者等が置かれた環境等について

##### ア 本研究における特別調査から明らかとなった傾向・特徴等

本研究における特別調査の結果では、精神障害を有する性犯罪被害者の6割以上が、被害当時、施設又は支援学校等へ通所・通学していたことから、精神障害を有する性犯罪被害者は、日常的に、日中家族や住居から離れる時間がある状況がうかがえた。そして、最初の被害の場所について見ると、精神障害あり群では、学校・就労先・療養所・デイケア施設等の屋内が最も多かったほか、他の群と比べると、自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなどの特徴が認められた。また、最初の被害の場所が屋外である事例について、その犯行時間帯を見ると、精神障害あり群では、夕方時間帯に被害が多い傾向が見られ、施設等からの帰宅の時間帯との関連がうかがえた。さらに、精神障害あり群の事件の加害者を見ると、支援関係者が最も多く、面識がない者は支援関係者よりも少ないという特徴が認められた。また、事件の加害者の年齢について見ると、精神障害あり群では、65歳以上の高齢者層が多いという傾向がうかがえた。なお、精神障害あり群では、事件の加害者が、被害者と面識なしである場合にも、支援学校の付近等において、被害者が精神障害を有する者であることを認識した上で、犯行に及ぶケースも散見されており、被害者の通学経路等が狙われやすい可能性も示唆された。

他方、精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者については、屋外における被害が最も多く、

かつ、日中から夕方にかけての時間帯における被害が多い傾向が見られたことから、通学等の時間帯との関連がうかがえた。また、事件の加害者は、被害者と面識がない者が多く、20～30歳代等の比較的若い年齢層が多かった。

さらに、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群について、共通して見られた特徴として、被害者の性別において、全体的に女性の割合が高く、加害者の性別において、ほぼ全員が男性であり、同種前歴を有している者は1～2割程度であった。なお、精神障害なし（16歳未満）群の被害者の性別は、精神障害あり群よりも、男性の割合が高かった。

## イ 被害の防止に向けて

本研究における特別調査の結果を踏まえると、精神障害を有する性犯罪被害者については、日中から夕方の時間帯、通所・通学先の施設・支援学校等の施設内又は通所先等と自宅との往復経路等の屋外において、被害に遭うリスクが高いこと、支援関係者等の身近な存在から被害に遭うリスクもあること、加害者はほぼ男性で、同種前歴を有している者は1～2割にとどまることなどの事情が読み取れる。また、精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者については、精神障害を有する性犯罪被害者と同様に、通学等の日中の時間帯に被害に遭うリスクがある。

これらのリスクを踏まえると、性犯罪被害の防止に向けた方策としては、目新しいものではないが、まずは、被害者を1人にしないことや、加害者になり得る立場の者と被害者を1対1にしないことを再確認することができる。そして、これを実現するためには、例えば、物理的な対策として、建物や室内等の構造上の工夫をすることで、できるだけ死角を排すること、施設等の運営上や配置上の工夫をすることで、被害者が支援関係者を含めた相手方と2人きりになるような状況を避けること、建物内・敷地内・街頭等の防犯カメラや送迎車等のドライブレコーダー等のデジタル機器等を最大限活用することで、被害者を見守ることなどが指摘できる。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、日中等でも屋外で被害が比較的多く生じていることからすると、加害者が、被害者と1対1でさえあれば、被害者から抵抗されたり、通報されたりするなどの可能性を過小に評価して犯行に及んでいる可能性がうかがわれることから、以上述べた物理的な対策は、被害の防止に向けた現実的な効果が十分に期待できると考える。

また、被害者は、その性別にかかわらず、被害者を支援・指導する立場の者を含めた被害者の身近な存在から、被害を受ける可能性がある。なお、特別調査の結果では、精神障害あり群の加害者は、支援関係者が最も多かったものの、これは、加害者が被害者の身近な存在であったからこそ、最も多く発覚したにすぎない可能性がある。したがって、被害者に携わる関係者は、被害者の身近にも性犯

罪の加害者がいる危険があることを念頭においておく必要がある。

## (2) 精神障害を有する性犯罪被害者等の特性について

### ア 本研究から明らかとなった傾向・特徴等

本研究における特別調査の結果から、被害者の被害当時の認識を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べると、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、加害者から行われた行為が犯罪行為の被害であることを明確に認識できていなかったりする傾向が見られ、被害の認識が十分でなかった。なお、一般論としては、加害者側のコントロール等によって、被害を認識できないように仕向けられていた可能性についても、留意する必要がある。また、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上の長期間を要する傾向が見られた上、中には、犯行の発覚まで1年を超えるケースも1～2割あった。判決書で同一被害者に対する犯行と認定された件数が複数に及ぶ事例や、判決書では認定されていないものの、加害者の同一被害者に対する複数回の犯行に関する供述がある事例も比較的多く見られたことも併せて考えると、被害が発覚するまでの間に複数回の犯行が繰り返されていることが多い状況がうかがえた。さらに、犯行発覚の経緯等を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、最初に被害を伝えた相手は、捜査機関ではなく、親族や支援関係者・学校関係者等の被害者の身近な者であることが多い上、その際、内部的な聞き取り等を実施している場合には、捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなる傾向が認められた。他方、精神障害なし（16歳以上）群では、最初に被害を伝えた相手は捜査機関が最も多かった。また、精神障害あり群では、そもそも被害申告がないケースも多く見られた。被害者の親族や教師・雇用主・支援関係者等の被害者が日常的に接する身近な者が事件の加害者である場合には、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、被害者が複数回の性犯罪被害に遭う傾向が見られ、被害が潜在化しやすい類型の一つである可能性が示唆された。

### イ 被害の防止に向けて

本研究における特別調査の結果を踏まえた前記アの分析によれば、精神障害を有する性犯罪被害者及び精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者のいずれについても、性犯罪の被害に関する認識が十分でなく、加害者からこの点につけ込まれて被害に遭うリスクがあること、被害申告がなかったり、最初に被害を伝えた相手が捜査機関ではなく、被害者の身近な者であったりすることなどから、捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなるリスクがあることに加え、その間に同一の加害者から複

数回の性犯罪被害を受ける可能性が高まるリスクがあることなどの事情が読み取れる。

これらのリスクを踏まえて、性犯罪被害の防止に向けた検討を行うと、被害者の親族や支援関係者等が加害者となるケースが一定数存在しているとはいえ、やはり被害者の異変等をいち早く察知して被害者を守ることができる者もまた、被害者の親族や被害者を支援・指導する立場の者を中心とした被害者の身近な存在であることを再確認することができる。この点、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、明確な被害認識に基づかないまでも、被害者が口にした単語や不快感、あるいは、被害者の身振り手振り等の動作に周囲が違和感を覚えるなどし、注目して話を聞いていくうちに性犯罪被害が発覚しているケースも多く見られた。このことからすると、被害者の親族や被害者を支援・指導する立場の者等、被害者の身近な存在が、被害者の異変や違和感等の兆候を早期に察知することが、被害を未然に食い止め、あるいは、被害の反復を阻止して最小限の被害に抑えることに直結しており、その重要性が裏付けられているといえる。

また、最初に被害を伝えられた被害者の親族や支援関係者等が、いかに早く捜査機関に被害申告をつなげることができるかが課題であるところ、今後、捜査機関と被害者の支援関係者等が、交流を深め、互いの立場への理解を醸成し、連携を一層強化する必要がある。その上で、性犯罪被害が生じていることが疑われる状況が生じれば、これを察知した被害者の支援関係者等において、捜査機関への通報を優先するよう心掛けてもらい、捜査機関への犯行発覚までの期間を少しでも短縮することが重要であると考えられる。

さらに、被害者の被害状況についての供述は、なるべく早い時期に、捜査機関が実施する司法面接的手法による代表者聴取によって聴取することが重要である。

## 2 精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の更なる強化・充実に向けた提言

### (1) これまでの施策の在り方の検討、各種制度の運用及び取組の実施を継続することの重要性について

前記1の考察では、性犯罪被害の防止策について検討したところであるが、実際に生じた性犯罪被害については、法務省や関係機関において、今後も、施策の在り方の検討、性犯罪被害者支援のための各種制度の運用及び取組の実施を着実に推し進めていくことが大変重要である。

この点、具体的な結果を挙げれば、不同意性交等・不同意わいせつを中心とした性犯罪については、近年、法改正が重ねられ、法定刑の下限が引き上げられ、犯罪の構成要件も改めて整理されており、また、被害が潜在化しやすい特徴を踏まえて、公訴時効期間も延長されている。そして、実際、不同意性交等・不同意わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員は、増加しており、これらの法改正は性

犯罪被害を顕在化させる方向で有意に機能していると思われる。また、不同意性交等の刑期別構成比の推移は、平成16年以降、懲役5年を超え懲役10年以下の割合が上昇傾向にあり、長期化の傾向がうかがえる。さらに、本研究における特別調査の結果から、性犯罪被害者が証人出廷した場合は、いずれの群でも、大半で遮へいやビデオリンク等の措置が採られていることなどが指摘できる。

## (2) 司法面接的手法による代表者聴取について

司法面接的手法による代表者聴取は、出来事の記憶や自らの気持ちを言葉で伝えることが苦手な供述弱者と呼ばれることもある精神障害を有する者や児童から、聴取対象者の負担を最小限に抑えつつ、性犯罪の被害状況等に関する供述を正しく聴取し記録するための優れた技法であり、精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の取組の1つである。司法面接的手法による代表者聴取は、捜査機関がその手法を適切に身に付けることにより、余罪も含めて性犯罪被害の事実解明を促進して被害者を保護し、ひいては、加害者に対する相応の処分、相応の科刑の実現にも資するものである。したがって、今後も司法面接的手法による代表者聴取が活用されるべきであり、その前提として、精神障害を有する者等への代表者聴取において代表者となり得る立場である検察官は、司法面接的手法を身に付けるため、今後も、専門家による講義やロールプレイ、ピアレビュー等の実践的な研修を重ねていくことが重要である。また、捜査機関においては、被害者の支援関係者等に対し、このような研修を受けて司法面接的手法を身に付けた者が、実際に性犯罪被害を受けた被害者の聴取に当たっていることを広く周知していくことにより、支援関係者等が、被害者から最初に被害を伝えられた場合に、早期に捜査機関へ通報してもらえるよう努める必要がある。

## (3) 被害者等の心情等の聴取・伝達制度等について

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、保護観察所における心情等聴取・伝達制度及び地方更生保護委員会における意見等聴取制度（以下(3)においてまとめて「聴取・伝達制度」という。）は、いずれも被害者等の心情等を尊重した被害者支援の制度としての側面もある。もっとも、被害者等が被害に関する心情や被害者等が置かれている状況等を口頭又は書面で表現することは容易ではなく、現状、被害者等にとって聴取・伝達制度の利用のハードルは高いと考えられる。この点、精神障害を有する性犯罪被害者や精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者は、性犯罪の被害に関して明確な認識を持っていなかったという特別調査の結果も踏まえれば、そのハードルは一層高く、被害者の心情等を明らかにしたいと考えた場合でも、一人でこれを実現することにはおのずから困難や限界がある。法務省においては、被害者や支援関係者に対して、更生保護における相談・支援制度

により保護観察所の被害者担当官等から付添いや書面作成の援助を受けることができたり、聴取・伝達制度全般において、被害者等の希望があれば、親族、弁護士又は被害者支援関係者等の同席を認めることができる運用となっているなど、精神障害を有する性犯罪被害者等においても、聴取・伝達制度をより利用しやすくなるための工夫に取り組んでいることから、制度利用促進のための情報提供を一層充実させる必要がある。なお、被害者等に対し、聴取・伝達制度の説明を行う際には、被害者等の心情等は時間の経過と共に変化するものであることに留意し、被害者等が必要とするタイミングで都度、制度の説明を行うよう心掛けることも重要である。また、今後、被害者に精神障害がある場合や被害者が16歳未満である場合の聴取・伝達制度の利用状況を調査し、精神障害等を有する被害者等にとって利用しやすい制度となっているのか検証することも考えられる。